

民法改正により、令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は未成年者取消権の行使ができなくなります。また、20歳代前半（20～24歳）で多くみられるもうけ話や美容関連の消費者トラブルに、成年になつたばかりの18歳・19歳も巻き込まれる恐れがあります。そこで、18・19歳と成年になって間もない20歳代前半にみられる傾向やアドバイスをまとめました。

【事例】

大学の先輩から未成年時に投資用USB（バイナリオプション）を勧誘され、成人してすぐ借金を指南されて契約した。その後、販売業者のセミナーに複数回参加したり、購入した投資用USBを使ってバイナリオプションをやってみたりしたが、勧誘時の説明と異なりもうからない。契約を解約し、返金してほしい。

そのほか、次のような相談も寄せられています。
○SNSで知り合った人に、もうかる情報商材を勧誘され、契約したがもうからなかった。

成人のつどい

1月10日 月・祝
13時(受け付けは12時から)

アゼリアおおたけ

問い合わせ 生涯学習課 ☎53-5800



令和3年度「大竹市成人のつどい」が開催されます。お問い合わせの上、ぜひご参加ください。

対象

平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方

持参品

案内状（市外に転出した後にさらに転出された場合などは、案内状が届かないことがあります）、対象者であれば当日参加できます。

感染症対策について

○入場時の検温・手指消毒・座席間の確保・施設内の消毒を実施します。

○当日はマスクの着用をお願いします。また事前に自宅で検温をし、発熱がある場合は参加を見合わせてください。

狙われる？ 18歳・19歳 と 美の消費者トラブルに気を付けて！

問い合わせ 消費生活センター(産業振興課内) ☎57-3236
【相談日】火・金曜日(祝日・年末年始を除く)
9時～12時・13時～16時

○無料エステ体験後、別室でしつような勧誘を受け、高額なコースを契約してしまった。
○包茎の無料相談に行ったら、親の同意なく即日施術されてしまった。
○低価格で1回限りの購入だと思つて申し込んだが、支払い総額が高額な定期購入だった。支払い総額が高額な定期購入だとわかり、販売業者に未成年者契約の取り消しを求めたが拒否された。

「18・19歳」「20～24歳」の消費生活相談の傾向

○ダイエットサプリメントやバストアップサプリメント、脱毛剤などの詐欺的定期購入商法、洋服などの詐欺・模倣品サイト、アダルト情報サイトや出会い系サイトといったインターネット通販のトラブルが多くみられます。

○「20～24歳」は「18・19歳」に比べて、情報商材、オンラインカジノ、暗号資産(仮想通貨)、投資用USBなどのもうけ話のトラブル、エステティックサービスや医療脱毛、包茎手術の美容医療などのトラブルが多くみられます。これらのきっかけとしては①インターネット・SNSの広告・書き込みなどを見て連絡するケース、②SNSで知り合った人から誘われるケース、③学校や職場の友人・

知人から誘われるケースがあります。
○販売方法・手口をみると、販売目的の隠匿・説明不足・虚偽説明・強引・長時間勧誘など問題勧誘が多くみられました。特に、契約の際に無理やり消費者金融などから借金をさせたり、クレジット契約を組ませたりする商法は、「20～24歳」は「18・19歳」の14倍となっています。

【アドバイス】

うまい話はおのみにせず、きつぱり断りましょう

「簡単にもうかる」「手軽にキレイ」「〇%オフ」などの広告や説明はうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう。「お金がない」というと、消費者金融や学生ローンから借金をさせられたり、クレジットカードで支払われたりする場合もあります。必要がなければ「契約はしない」ときつぱり断りましょう。クーリング・オフや中途解約、取り消し、無効など、消費者の味方になるルールを身につけましょう

早めの相談が解決につながります。少しでも不審に思ったり、トラブルに遭ったと感じたりした場合は、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。
(独立行政法人 国民生活センター 発表情報より)



祝 新成人 国民年金加入は社会人の第一歩

問い合わせ 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
保健医療課 ☎592141

国民年金は、国が運営する公的年金制度です。日本国内に住所を有する20歳から60歳までの全ての方に加入が義務付けられています。

加入手続きは、どうするの？

学生や自営業者などの方(フリーターや無職の方も含まれます)は、国民年金(第1号被保険者)に該当し、20歳になられた方から自動的に加入となりますので、手続きは不要です。(20歳になったこと以外で、国民年金に該当する場合は、手続きが必要になります)20歳の誕生日を過ぎた後に保険料納付書と年金手帳が、それぞれ郵送されます。

社会保険に加入されているサラリーマンや公務員の方(第2号被保険者)、第2号被保険者に扶養されている配偶者の方(第3号被保険者)は、勤務先での手続きとなります。

加入すると、どんなメリットが？

国民年金は、老後の所得保障だけではなくありません。加入者が病気やけがで障害が残った場合には、障害基礎年金が支給されます。また、亡くなった場合には、その遺族に遺族基礎年金が支給されます。このように皆さんの人生に「万が一」が起きたとき、サポートしてくれるのが国民年金です。

保険料納付困難なときは？

学生やアルバイトなど、収入が少ない方で、保険料の納付が困難な場合は、申請により納付が猶予・免除となる制度があります。
この申請を行わないまま、未納となつていると、受給資格を得たときの年金受給額が少なくなつたり、「万が一」のときのサポート(障害基礎年金・遺族基礎年金)が受けられなくなつたりと、思わぬ事態を招きますので注意してください。